

# 知財の広場

## 「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

2019年3月1日

実務的には意匠法の改正が大きなもので、

(1) 建築物や画像が保護対象に追加された、

(2) 関連意匠制度が大幅に拡充された、

(3) 意匠権の存続期間が出願から25年に変更された、

等の改正が主で、特に関連意匠制度の改正は実務に大きく影響を与えそうです。

ほかにも特許・実用・意匠・商標に共通して、損害賠償額算定方法が見直され、それぞれ権利者側に有利な方向で変更されます。

本法律案の施行期日は、「一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」ですが、実務的に重要な改正を含んでいますので事前の確認が必要です。詳しくは特許庁のHPページでご覧ください。

(4月2日現在、第198回国会の衆議院で審議中です。)

特許庁 HP <https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190301004/20190301004.html>

知財ナビゲーター 木村誠治

## 2. 意匠制度の拡充

### ① 保護対象の拡充 【意匠法第2条、第8条の2関係】

#### ✓ 物品に記録・表示されていない画像

例1) クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



例2) 道路上に投影された画像



#### ✓ 建設物の外観・内装デザイン

例3) 内装デザインによるブランド構築  
(auショップ池袋西口駅前店)



特徴的な形状のテーブルやカウンター等を用い、それらの特徴が際立つ形で、全体的にオレンジと白の2色のみによる効果的な色彩を施し、統一感を実現している点が特徴。

### ② 関連意匠制度の拡充 【意匠法第10条関係】

✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とする。

・ 本意匠の出願から10年以内であれば登録可  
(これまで8か月程度)

・ 関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可



※関連意匠の存続期間は、いずれも本意匠の出願日から25年(改正後)まで

### ③ その他 【意匠法第7条、第21条、第38条等関係】

✓ 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」にする。

✓ 複数の意匠を一括して出願できる制度の導入

✓ 模倣品対策

- 取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も取り締まれるようにする。



#### 例4) 意匠登録を受けた美容用ローラー

改正後

侵害品を構成するボール部とハンドル部を分割して製造・輸入等した場合、一定の要件のもとで、意匠権侵害とみなす。